

若者が主体となって活動する団体に関する調査研究 有識者会議第1回 調査方針進捗報告

2024年7月30日





調査概要

調査の基本方針

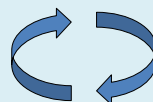
本事業の位置づけ

- 「こども大綱」では、こども・若者を権利の主体として捉えており、こどもまんなか社会に向けて、こども施策を推進するための必要な事項として年齢及び発達の程度に応じて、自分に直接関係する全ての事項についてのこども・若者の意見反映と社会参画を車の両輪として進める方針が示されている。

こどもまんなか社会

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進める

意見反映



社会参画

「調査研究」

「こども大綱が示す社会参画・意見反映施策」

- こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究（令和4年度）
- 多様なこども・若者の意見を聴く在り方及びこどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究（令和5年度）
- ファシリテーター養成プログラム作成のための調査研究（令和5年度）
- **本事業（令和6年度）**

1. 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
2. 地方公共団体等における取組促進
3. 社会参画や意見表明の機会の充実
4. 多様な声を施策に反映させる工夫
5. 社会参画・意見反映を支える人材の育成
6. **若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備**
7. こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

調査の基本方針

課題認識と調査目的

- これまでの調査研究において、声を聴くだけでなく、若者による主体的な活動を支援することや社会参画の環境整備の必要性、若者特有のニーズや政策課題に着目する必要性が有識者から指摘されていた。
- 本事業では、若者が主体的に活動し、その声が施策に反映され、社会的な影響力を高められる環境整備に向けて、社会課題の解決や若者の社会参画等に若者が主体的に取り組む団体（以下、若者団体）などの実態把握と活動を促進する環境整備の在り方を検討することを目的として調査を行う。

積み残し課題についての有識者意見*1

○意見反映だけでなく、「参画」を促す取り組みも

子ども・若者の意見反映はもちろん重要であるが、ただ声を聴くだけでなく、子どもや若者が主人公として自ら社会づくりに取り組む「参画」の環境整備も必要である。子どもや若者が主体的に取り組む活動に対して予算をつけていくことなど、子ども・若者のさまざまな活動（スポーツ、文化、まちづくり、市民活動など）に取り組むことのできる機会をつくっていくことも求められる。（土肥委員）

○「意見表明」を醸成するための若者主体活動の支援について

民主主義的な活動をするための支援が今の日本にはほとんどない。大人が若者を支援するためのスキームや資源は財団などを通じて存在していても、若者による若者のための活動への助成はほとんどない。そのため、若者団体は少ないリソースの中で活動することになり、また、数年単位で団体が入れ替わりなかなか経験などの蓄積がされづらい状況にある。（能條委員）

○「若者」により焦点を当てた議論も

今回、「子ども家庭庁」という名称になったことから、若者政策が子ども政策と一緒にたになって議論されているように感じる。もちろん子どもから若者への連続性という意味で、一体として議論することも必要であるが、若者特有のニーズや政策課題も多くある。意見反映に関しても、「若者」という視点でより踏み込んだ政策づくりの検討を進めていくことが必要である。（土肥委員）

本事業の目的

1. 若者団体の活動実態把握



Gap=課題

若者の社会参画を進め、活動を促進するための仕組み



2. 若者団体の活動を促進する環境整備の在り方検討

*1 出所) 子ども家庭庁「子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」(令和4年度)。下線は事務局

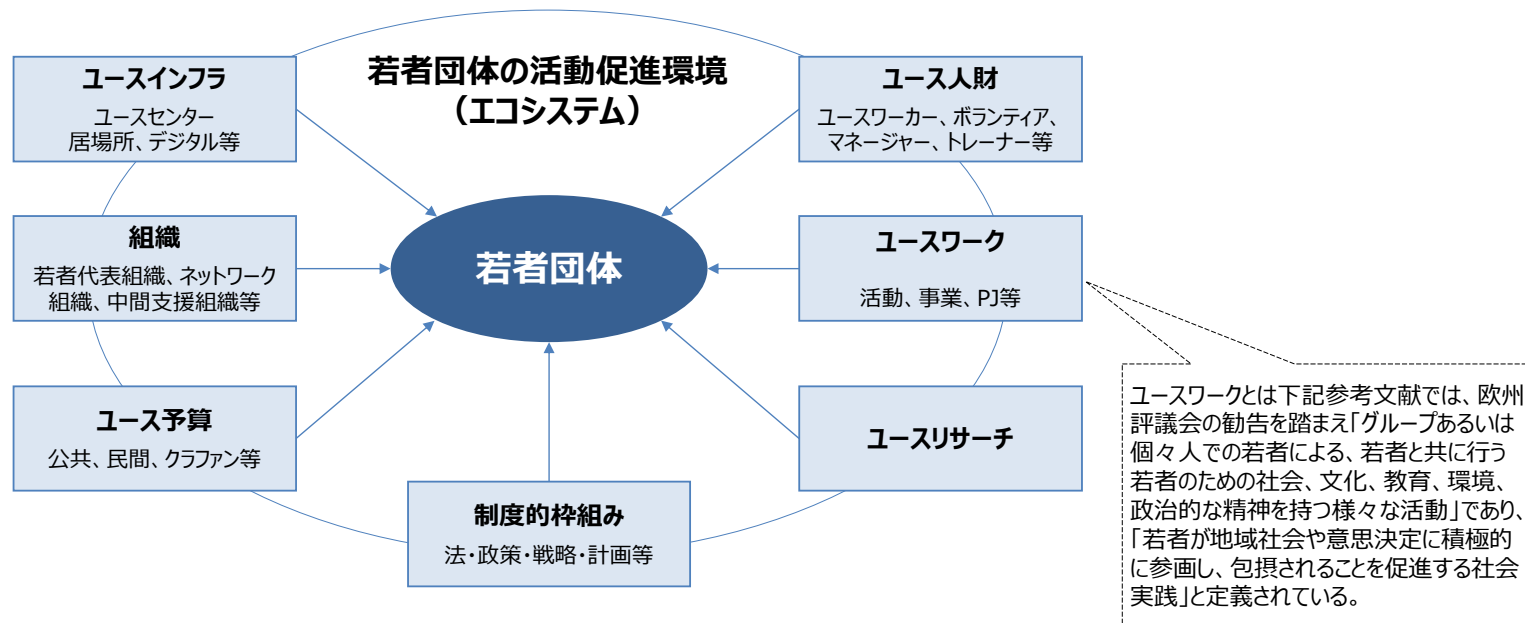
調査の基本方針

本事業の進め方

- 若者政策や若者の社会参画に長年取り組んできた欧州（欧州評議会、欧州連合など）の「ユースワーク」の先行研究を参考にしつつ、文献調査とヒアリングを通じて若者団体の活動実態を把握し、若者の社会参画を進め、活動を促進する環境の在り方を検討する。

若者団体の活動促進環境イメージ

若者団体の活動を促進するには、一定の理念に基づいて多様な要素が連携して活動を支えるエコシステムが必要なのではないか。



調査の基本方針

各調査の位置づけと想定するアウトプット

- 国内外の文献調査及びヒアリング調査の位置づけを明確にし、こども家庭庁や委員と協議の上で調査を進める。
- 各調査の位置づけは下記を想定している。

ステップ	文献調査 国内	文献調査 海外	ヒアリング 国内 (若者団体・自治体)	ヒアリング 海外 (若者団体・連携先)
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 国内で活動する若者団体の概況把握（デスクトップリサーチ） ヒアリング対象候補抽出 活動概要把握（ヒアリングシート、簡易アンケート） 	<ul style="list-style-type: none"> 若者団体の活動促進環境の概要把握 ヒアリング対象候補 	<ul style="list-style-type: none"> 活動実態把握 連携状況・施策把握 影響力を行使する上で の課題と解決手法の ニーズ把握 	<ul style="list-style-type: none"> 若者団体の実態と発展プロセス把握 若者団体の活動促進環境（エコシステム）への意見
調査数	50団体程度	汎欧州の全体枠組み 3カ国・地域	若者団体：10～12団体程度、自治体：5～6団体程度（連携先の団体と同時実施想定）	全3カ国・地域 各国2～3団体程度
アウトプット	<ul style="list-style-type: none"> 若者団体リストとヒアリング候補団体 ヒアリング対象団体概要（ヒアリングシート） ヒアリング対象外団体概要（簡易アンケート） 	<ul style="list-style-type: none"> 国別の若者団体と活動支援制度概要 ヒアリング候補 若者団体の活動促進環境イメージ※ヒアリングのたたき台の位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> 団体別の組織・活動概要、支援・連携内容 若者団体の課題 	<ul style="list-style-type: none"> 団体別の組織・活動概要、活動経緯（課題対応含む）、成果 活動促進環境の在り方と我が国の課題整理

スケジュール

実施内容		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
事業運営	全体計画書策定	●																				
	定例会（隔週想定）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
会議の設置・運営	委員会				●						●						●					
文献調査	国内事例		調査方針	デスクトップリサーチ		ヒアリングシート		簡易アンケート														
	海外事例		先行研究調査	調査方針	制度概況	調査																
ヒアリング	若者団体・自治体				ヒア対象方針決定	準備調整				ヒアリング											追加調査	
	海外の若者団体・連携先						対象選定	準備・調整		調査											追加調査	
報告書の作成	報告書作成									骨子作成	報告書案作成										報告書修正 概要版作成	納品
																						概要版 意見聴取



国内事例調査

ご相談事項

1. 調査目的

- 若者団体を調査する意義と明らかにすべきことは何か
※本事業の目的「若者団体の活動を促進する環境整備に向けた検討」を前提とする

2. 多様な若者団体の整理軸（カテゴリ）

- 事務局案に対してご意見を頂戴したい。追加すべきカテゴリはあるか
 - ① 国や国際機関への政策提言に主に取り組む団体
 - ② 地方公共団体への政策提言に主に取り組む団体
 - ③ 若者の社会参画に主に取り組む団体
 - ④ 社会課題解決に主に取り組む団体

3. ヒアリング対象団体

- 事務局案に対してご意見を頂戴したい

4. 調査項目

- 事務局案に対してご意見を頂戴したい

国内事例調査

本事業の対象

- 若者の社会参画や意見反映の場は、主に行政主導のフォーマルな場と主に民間や若者自身によるインフォーマルな場がある。本事業ではインフォーマルな場で、若者が中心となり社会課題や身近な課題に対して自ら解決を目指すことや、行政による意見聴取の場への参画・行政などに対する意見表明を行っている団体を主な対象とする。

——— 主な若者の社会参画・意見反映の場 ———

特定の地域に限定されない

「本事業の主な調査対象」 社会課題

「令和4年度・5年度調査の主な対象」

- こども・若者主体で若者参画やロビイング、社会課題解決に取り組むNPOや団体
- 若者参画やロビイングを支援するNPOや団体（プラットフォーム形成など）

- いけんひろば（こども・若者★いけんがらす）
- ユース政策モニター
- 子ども・若者対象の意見募集（アンケート、パブコメ、意見箱など）

主に民間／こども・若者により主体的に企画・活動

- こども・若者が主体の若者会議
- こども・若者が主体のユースカウンシル
- こども・若者が主体のNPOや団体
- こども・若者向けの居場所提供などの支援をするNPOや団体

主に行政による場に参画

- こども・若者会議（行政が設置）
- こども・若者議会
- 首長などへの提言・意見報告会
- 審議会・懇談会（委員登用）
- こども・若者対象の意見募集（アンケート、パブコメ、意見箱など）
- こども・若者関連施設・居場所に出向いた意見交換
- こども・若者関連施設の運営やルールづくり（児童館、ユースセンター、プレイパークなど）

主に暮らす地域の課題

国内事例調査

文献調査とスクリーニング

- 本事業では組織的に活動をしている若者団体を抽出するため、「とりまとめ団体」、「NPOデータベース」、「助成団体」から調査対象団体を選定した。
- 営利企業、直近の活動がホームページ等で確認できない団体、活動の中心が若者ではない団体を除外し、重複を除いた結果、48団体が抽出された。これにこども家庭庁・委員から情報提供された団体を加えて文献調査の対象とする。

分類	団体名	抽出方法	該当件数
とりまとめ団体	日本若者協議会	・団体会員 ・2023年度に「日本若者協議会」として提出した若者団体への経済的支援を求める要望書に連名した団体	76
	新公益連盟	加盟団体	149
NPOデータベース	内閣府NPO法人ポータルサイト	検索キーワード：「若者＋参画」「若者＋参加」「ユース＋ワーク」「ユース＋参画」「ユース＋参加」「Youth」	163
助成団体	日本財団	・2024年度助成金（通常募集）において「社会福祉、教育、文化などの事業」として事業が採択された団体	349

「若者団体」の絞り込み方法

1. 営利企業・公共施設等を除外
2. ホームページなどが存在し、2023年度以降に活動実績が確認できる団体
3. 代表者、および活動の中心が若者（30代以下*）である団体
4. 支部名義で複数団体該当する場合、原則として一団体として実態把握の候補とする

48団体



追加団体

*若者の明確な定義はなく、こども大綱では「概ね30歳未満」とされているが、年齢基準を30歳未満とした場合、該当する団体数が著しく少なくなってしまうことが予想されるため、国内事例調査では30代以下を基準とする

国内事例調査

若者団体カテゴリ

- 現時点での文献調査から、若者団体は活動目的別に主に4つのカテゴリで分類することを想定している。
※活動目的は重複・多岐にわたることが多いため主な活動目的として分類することを想定しており、特定のカテゴリに活動が閉じていることを意味するものではない。

活動目的

国や国際機関への政策提言に主に取り組む団体

・・・カテゴリ①

地方公共団体への政策提言に主に取り組む団体

・・・カテゴリ②

若者の社会参画に主に取り組む団体

・・・カテゴリ③

※選挙・政治活動への参加、こども・若者のまちづくりへの参画、こども・若者が社会に対して貢献する意欲・自己効力感を高める（職業体験・インターンシップを含む）、社会を良くしようという思いを持つ若者のネットワーキング、etc…

社会課題解決に主に取り組む団体

・・・カテゴリ④

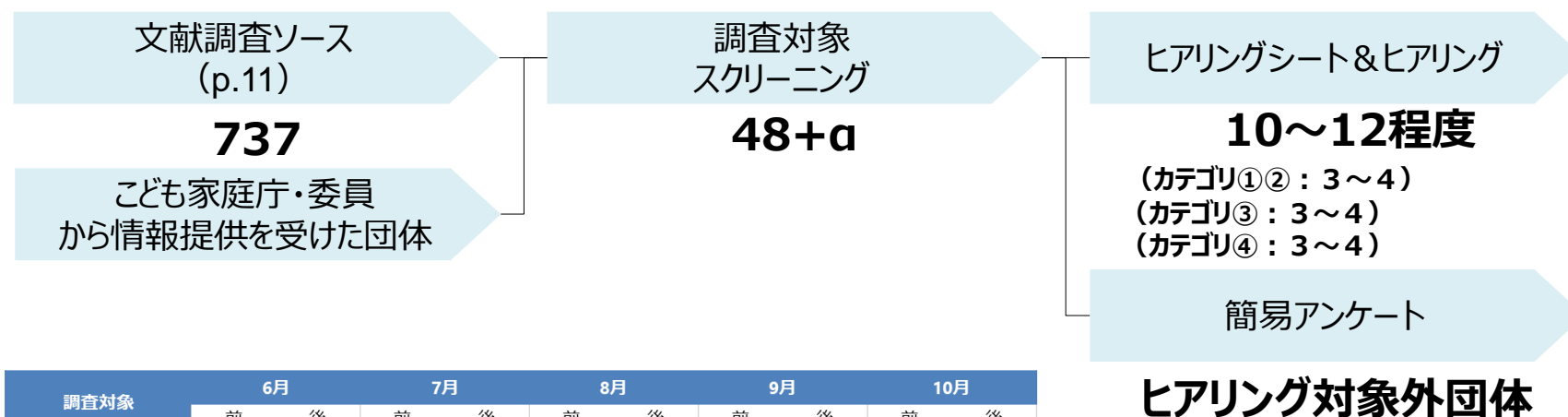
※困難な立場におかれた人の支援、健康課題（メンタルヘルス含む）、環境問題、教育支援、被災地支援、地域活性化・地方創生、etc…

国内事例調査

活動実態を把握する方法：ヒアリングと簡易アンケート

- 文献調査対象の団体から、ヒアリング調査対象を10～12団体程度選定する。カテゴリ①②は重複が多いため合わせて3～4団体程度、カテゴリ③、④からはそれぞれ3～4団体程度選定する予定。
- ヒアリング調査対象は、**構成員数、活動期間、活動地域**、および、**活動内容**の多様性を考慮して選定する。また、多くの若者団体の事情を把握していると考えられる**とりまとめ団体・中間支援団体**を含めること、ヒアリング調査の際に若者団体と連携している自治体からも5自治体程度ヒアリングするため、文献調査から**自治体と連携している可能性がある団体**を考慮する。
- ヒアリング対象外とした団体に対しては簡易アンケートを送付して活動概要を把握する。

■ 調査ステップとスケジュール



調査対象	6月		7月		8月		9月		10月	
	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
(有識者会議)				●						●
ヒアリング対象団体			デスクトップサーチ		対象選定	ヒアリングシート送付	ヒアリングシート回収	ヒアリング実施		
ヒアリング対象外団体					簡易アンケート送付	簡易アンケート回収	簡易アンケート集計			

国内事例調査

調査項目

- 若者団体の実態などを把握するために想定している調査項目を示す。文献調査（デスクトップリサーチ）で把握できない項目については、Webアンケート形式でアンケート（ヒアリングシート、簡易アンケート）やヒアリングを実施する。

調査項目（案）※赤字は簡易アンケートの対象項目

分類	調査項目	デ・ア	団ヒア	連ヒア
設立経緯	設立きっかけ、設立関係者、設立時の苦労		●	
団体概要	設立年、 継続年数 、代表者、 構成員数 、 構成員数推移 、構成員年齢構成、メンバー参加条件・方法	●		
	活動状況		●	
活動内容	活動目的、重要課題、主な活動、対象年齢	●		
	活動する上での課題		●	
活動方法	主な活動拠点、運営・コミュニケーション方法、活動頻度	●		
組織体制	職員の有無（内、有償） 、理事数、理事の年齢構成、ボランティア数	●		
財政	予算規模、主な資金源、使途構成			
影響力	所属や連携・交流している組織 、政策・政治チャネルと交流頻度、国・自治体連携事例と役割分担、政策提言状況と内容	●	● (連携事例)	● (連携事例)
	社会的影響力を発揮した事例と効果、活動促進・影響力を発揮するために必要なこと		●	● (活動促進・影響力を発揮するために必要なこと)



海外事例調査

ご相談事項

1. 調査対象国・地域について

- 有意義な調査とするため各国・地域で把握すべき事項についてご意見を頂戴したい

2. ヒアリング対象団体

- ご推薦団体等についてご意見を頂戴したい

3. 調査項目

- 事務局案に対してご意見を頂戴したい

海外事例調査

調査対象

- 若者政策や若者の社会参画に長年取り組んできた欧州において、汎欧州・国レベルで理念や実践経験が豊富なスウェーデン、自治体レベルで実践・支援基盤が強固なベルギー・フランドル地方を調査対象とする。
- あわせて、欧州では欧州評議会（COE）と欧州連合（EU）が若者政策の中心的役割を果たしており、各国の若者政策に影響を与えているため、その制度的枠組みも整理する。
- また、欧州以外の地域は、若者失業、ニートなどの若者問題への関心の高まりから若者政策が展開され、社会的状況に類似点がある韓国を対象とする。

地域・国	候補	選定理由
欧州	欧州評議会（COE） 欧州連合（EU）	若者政策の中心的役割を果たしており、欧州各国の若者政策に影響を与えている。
	スウェーデン	若者政策は、若者の社会への影響力を高めることを目標としており、若者団体や若者の意見を聞く体制が整備されている。また、若者団体への助成金を中心とした支援が充実している。
	ベルギー（フランドル地方）	各地方の活動を反映した地方レベルでの活動が盛んである。若者の定義が0~30歳と幅広く、あらゆる人生ステージで若者の支援策が実施されているほか、多くのボランティアの参加によって運営されている。
欧州以外	韓国	若者団体のボトムアップの運動を契機に青年基本法が策定される等、若者団体の活動が国家の若者政策に影響し、青少年の福祉向上や社会参加の推進に寄与している。

1. 欧州全体の政策

① 欧州評議会 (CoE)

- ▶ 欧州評議会は、汎欧州の国際機関で、人権や民主主義といった理念を踏まえ若者政策を推進。加盟国には、実施する若者施策が民主主義実現のための参画につながる施策であることを求めている。Youth sector strategy 2030を通じガイドラインや資金等リソースを提供している。

欧州評議会概要

若者政策における役割	<p>位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者政策が基盤とする人権、民主主義などの分野で、国際社会の基準策定を主導する <p>拘束性</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者政策に関する勧告や規約はすべて任意であり法的拘束力はない
加盟国	47カ国
予算	欧州評議会 民主参画総局 若者局の年間予算：約2億円 (12,000万ユーロ)
体制	<p>担当部局は、欧州評議会民主参画総局内の「若者局」。意思決定機関であるCMJ内に、法的機関であるCCJ,CDEJが位置付けられている</p> <p>(出所) 両角達平 「欧州における若者の社会参画施策の実際と日本の課題」</p>

主要な若者政策

名称	Youth sector strategy 2030
目的	加盟国が欧州評議会の基準を満たす青少年政策を策定できるよう支援し、若者の能力を強化・若者への投資につなげる
期間	2020~2030年 (2020年1月30日採択)
概要	<p>期間内の政策指針と広範な政治ロードマップやミッションステートメントを提供</p> <p>テーマは下記4つ</p> <ul style="list-style-type: none"> 多元的民主主義を活性化する若者 若者の権利へのアクセス 平和で包摂的な社会での共生 ユースワーク
加盟国への影響	<p>下記項目等への対応・活用が期待される</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権、民主主義、法の枠組みやガイドラインの遵守 若者活動、若者政策、市民社会空間に関する勧告や決議の実施奨励
加盟国への提供項目	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育、民主的市民権、政策立案者、関係者向けの支援、リソース、ネットワーク等 欧州青少年基金を通じた青少年プロジェクトへの財政支援

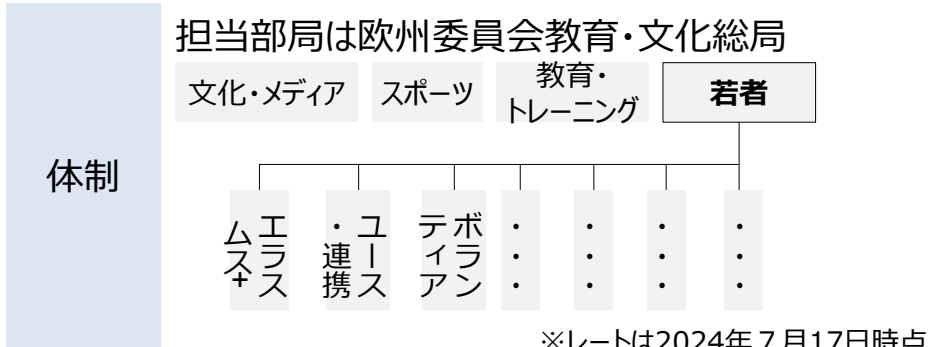
1. 欧州全体の政策

② 欧州連合 (EU)

- 2001年より本格的に若者政策に着手し始めた欧州連合でも、若者政策の意義を「若者の積極的市民性を自然に育成し、民主主義の発展のために若者の貢献を強固にする」としており、加盟国に対し資金提供等により施策が実施されるよう推進している。

欧州連合概要

若者政策における役割	位置づけ ・欧州連合条約に基づき、経済、外交、安全保障、刑事司法等分野での協力を推進。若者政策では、エラスムス+や、ヨーロッパ社会的連帯コープなど欧州連携で実施する政策の執行を推進 拘束性 ・法的拘束力があり、違反した場合は欧州司法裁判の対象となるため、実行力が高い
加盟国	27カ国
予算 (2021~27年の合計)	エラスムス+：約4,256億円 (25億ユーロ) ヨーロッパ社会的連帯コープ：約1,702億円 (10億ユーロ)



主要な若者政策

名称	The EU Youth Strategy 2019-2027
目的	EUにおける若者が直面する課題に対処し、若者が機会を活用し、欧州の価値観に関わることができるようにすること
期間	2019~2027年 (2018年11月26日採択)
概要	EU 青少年戦略は、2019年から2027年までの青少年分野における欧州協力の枠組み。教育機会の促進、労働市場に関する知識の向上、積極的な市民権、社会的包摂、連帯の促進という3つの主な方法で、若者により多くの平等な機会を創出することを目指す
加盟国への影響	<ul style="list-style-type: none">加盟国は、EU、国内、地域、地方レベルでの資金源のシナジーを探るよう奨励Erasmus+, European Solidarity Corps, European Structural and Investment Funds, Horizon 2020, Creative EuropeなどのEUプログラムや資金の効果的な活用を促進
加盟国への提供	<ul style="list-style-type: none">専門家グループが開発した政策ガイダンスや実践的ツールや、優良先行事例の共有

1. 欧州全体の政策

③ EU・CoEユースパートナーシップ

- 欧州評議会と欧州連合が連携し、若者政策の共同事業を実施するための組織として設立。2010年以降5年に1回、欧州ユースワーク大会を開催し、欧州のユースワークの基盤となっている。

EU・CoEユースパートナーシップ概要

若者政策における役割	<p>成り立ち</p> <ul style="list-style-type: none">1998年に創設された欧州評議会と欧州委員会の若者政策の共同事業の実施体。2010年以降、欧州ユースワーク大会を開催しており、欧州におけるユースワークと若者政策の発展に貢献 <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none">参加／市民権、社会的包摂、ユースワークの質向上を優先事項として、より良い知識の創出・提供とユースワークの推進を目的とする <p>実施内容</p> <ul style="list-style-type: none">欧州ユースワーク大会の開催のほか、調査研究・政策提言、普及や学習機会の提供、実践者・研究者等人材のネットワーク化に取り組んでいる
加盟国	46カ国
予算	欧州評議会、欧州委員会を中心に拠出 (※詳細現時点不明)
体制	担当部局は欧州評議会民主参画総局若者局と、 欧州評議会・欧州連合ユースパートナーシップ

主要な活動

名称	欧州ユースワーク大会
目的	第1回： ユースワークの過去・現在・未来を結びつけること 第2回： ユースワークの共通基盤、公共政策と若者の課題との関連を明らかにすること 第3回： 欧州におけるユースワークの提供維持、発展、刷新のための政治的コミットメントの確約
期間	5年に1回開催
概要	EU・CoEパートナーシップが主催する事業で、初回以降50か国から400～1,000人のユースワークに関するステークホルダーが参加。 ユースワークの定義の検討など、開催時期に応じたユースワークの基盤構築に取り組んでいる

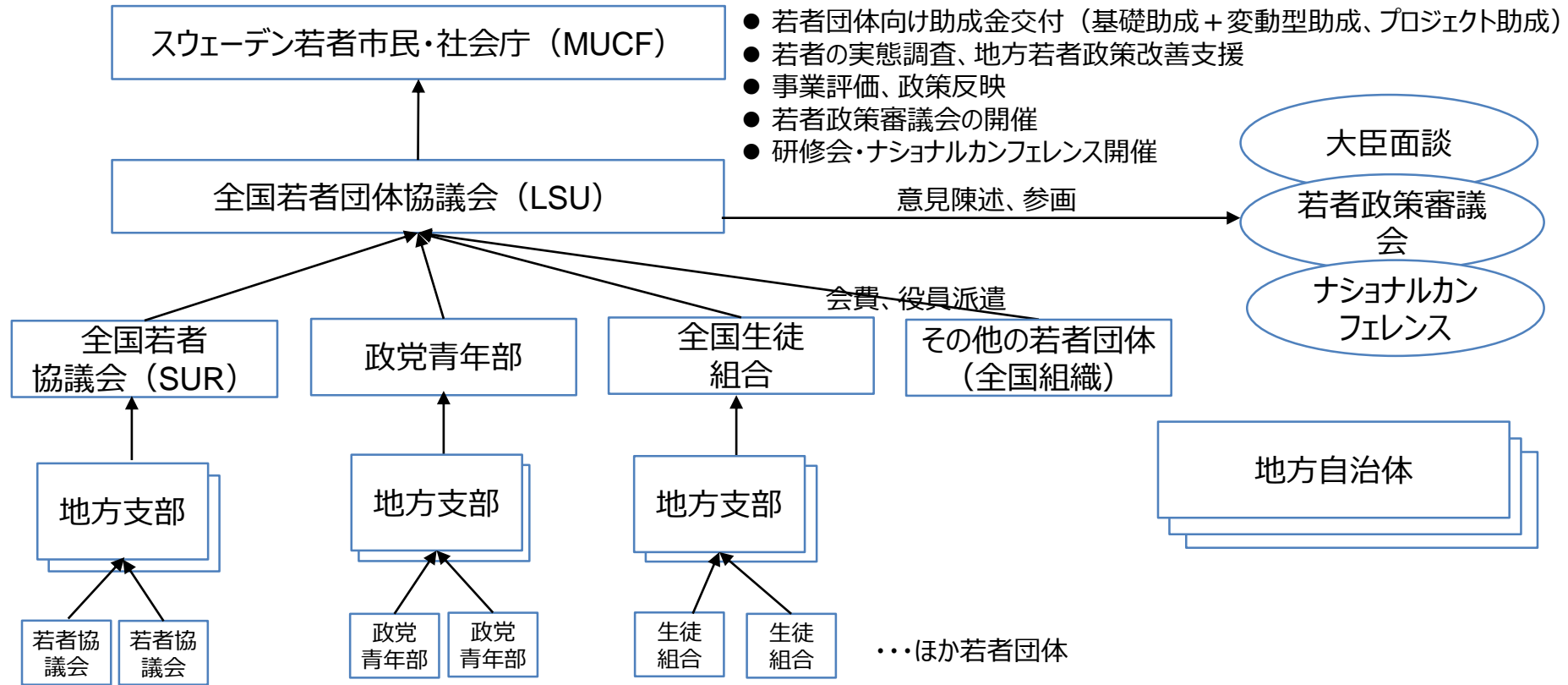
2. 各国調査

①スウェーデン 若者団体と関係主体の概要

➤ スウェーデンでは、若者政策はスウェーデン若者市民・社会庁が担当する。全国若者団体協議会（LSU）は若者団体の傘組織として若者からの声を集め、審議会等に参加することで、若者政策に対して若者の影響力を高めている。

《主な制度的枠組み》

- 若者政策法（1993）
- 若者政策（1997年、2004年、2013年） ①社会的影響力の拡大、②社会的包摂、③文化・余暇推進



※国税庁登録により非営利団体法人化、助成申請が可能になる

凡例： 関係主体、● 施策、 参画の場

2. 各国調査

①スウェーデン 概要

- スウェーデンでは、若者に対して「公」が投資をする価値観が浸透しており、若者団体への助成金を中心とした支援が充実している。若者政策は、若者の社会への影響力を高めることを目標としており、若者団体や若者の意見を聞く体制が整備されている。

若者政策概要

スウェーデンでは、**若者は問題ではなく社会の資源**であるという立場から、若者の活動・参画の場に豊富な資源が投じられている。また、公の制度として「若者政策審議会」や「レミス制度」のように、**若者団体の声を聞く体制が整備され、若者団体の傘組織を国レベルで法的に位置づけている。**

所管 スウェーデン若者市民・社会庁（MUCF）

予算

- 約51億円（3億4,430万SEK）が若者政策に割り当てられた。（2021年）
 - ✓ この内、若者団体への助成金に約43億円（2億9,060万SEK）

特徴

- 若者政策の目標
 - ✓ 「すべての若者は、良好な生活条件、自分の人生を形作る力、社会の発展に対する影響力を享受すべきである」
- スウェーデンの若者政策は**学際的、分野横断的で幅広い**
 - ✓ 教育、雇用、民間経済、住宅、健康、参加、文化、余暇などの分野を扱う

主な政策 「若者に焦点をあてて - 良質な生活状況、権力、影響力のための政策」（2013年）

※レポートは2024年7月17日時点

ユースワークに関する考え方

余暇のみを対象とし、福祉といった文脈から離れた取組と位置づけられている

1. 若者政策の対象は13～25歳
2. ユースワークという概念ではなく、「有意義な余暇活動 (meningsfull fritid)」の概念が中心である
3. 若者の社会への影響力を高めることを目標とする

若者政策の背景

- 若者団体への豊富な資金提供や支援の背景には下記の社会状況があると考えられる
 - 「公」による若者へ投資をする価値観があること
 - ✓ 奨学金制度や学費無償等、経済的な障壁による就学や余暇の機会損失を最小にする
 - 高校卒業後に進路選択の「ゆとり」があること
 - 若者団体等への高い参加率
 - ✓ 成人の男性の71%、女性の68%が何らかのフェレーニングや団体に加入している（2013年統計）
- 若者政策を担当する省庁は2022年に文化省から保健社会省へと引き継がれ、同省の下に置かれている保健市民社会課がスウェーデン若者市民・社会庁も担当している変更の背景や影響は調査中

2. 各国調査

①スウェーデン 主な施策・プログラム

- MUCFでは、若者団体への助成事業を実施しており、2023年は約40億円が、会員の人数構成や支部等の条件を満たした110の子ども若者団体へ拠出された。大規模な団体への助成を中心とした設計の背景については継続調査中。

施策・プログラム概要

名称	若者団体への助成事業	
政府予算	約39億円（約2億6,200万SEK） 2023年	
管轄	MUCF	
概要	<ul style="list-style-type: none">• MUCF には、組織助成金、プロジェクト助成金、運営助成金などの形で申請できる様々な種類の政府助成金がある。• 助成金は、オフィス、管理費、従業員の経費など、継続的な運営に使用できる。	助成額
助成の条件	<ul style="list-style-type: none">• 営利追及をしない団体であること• 平等・差別禁止などの民主主義の考え方に基づくこと• 会員の団体への所属が任意であること• 2年間の活動実績があること• 会員の6割が6歳から25歳のメンバーで占めること• 最低でも6歳から25歳の会員が1,000人いること• 最低でも5つの県に支部があること	
		実績

- 基礎助成
 - ✓ 対象：全団体
 - ✓ 交付額：約380万円（25万SEK）
 - 変動型助成①
 - ✓ 対象：6-25歳の会員数に応じた交付
 - ✓ 交付額：1会員あたり約250円、および1団体会員当あたり約1万3千円)
 - 変動型助成②
 - ✓ 対象：定期的且つ長期的な取組を行い、地域に根差した活動である場合
 - ✓ 交付額：追加額の交付
 - 変動型助成③
 - ✓ 対象：障害のある子ども・若者を代表する組織
 - ✓ 交付額：約164万円（15万SEK）6～25歳の会員が200万人未満の場合
 - ✓ 約246万円（22万5,000SEK）6～25歳の会員が200人以上の場合
- ※金額は2019年実績

110の子ども・若者団体（2023実績）

2. 各国調査

①スウェーデン 調査対象団体の例

- スウェーデンの若者団体の傘組織であり、加盟団体からの意見を国会（政治）に向けて反映させる役割や、加盟団体同士の交流、人材育成等の役割を持つ。スウェーデン若者市民・社会庁が主催する「若者政策審議会」の常任団体でもある。

団体概要

団体名	全国若者団体協議会（LSU）
所在地	ストックホルム
規模	80以上の団体が加盟
予算	年間政府助成金(2021年は約8,700万円（580万SEK）と、会費やその他のプロジェクトへの助成金
主な活動	<ul style="list-style-type: none">政治への「拡声器」の役割<ul style="list-style-type: none">✓ 若者の声を社会に届くよう大きくさせて国会（政治）に届けて反映させる「拡声器」の役割を持ち、若者団体のニーズに関する報告書を政府に出したり、自治体レベルでの若者政策の改善活動を支援している加盟団体との交流や人材育成<ul style="list-style-type: none">✓ 加盟団体に対してセミナーやワークショップ、交流会の実施や、各若者団体が拠点とする自治体への提言活動の支援等も行っている
特徴	<ul style="list-style-type: none">全国各地に支部を置く全国規模の若者団体を束ねる全国組織であり、加盟する若者団体の中間支援的な役割を担うスウェーデン若者市民・社会庁が主催する「若者政策審議会」の常任団体である

※レポートは2024年7月17日時点

EU:s ungdomsdialog

EU:s ungdomsdialog

För att Sveriges unga ska få säga sitt har LSU anordnat för att genomföra dialog med unga på lokal och nationell nivå och främja ungas åsikter till EU. Det kallas för EU:s ungdomsdialog. Varje dialog har ett särskilt tema och ströcker sig över tre terminer.

Sverige har två valda unga EU-representanter som ansvarar för att samla in våra Sveriges unga åsikter. Dessa ingår i deras till rekommendationer för världspolit i EU. **Victoria Smith Lind** och **Aino Tilling** representerar Sveriges unga i EU:s ungdomsdialog 2023-2024.

Lyssna på Ung agenda!

Följ med i ungdomsdebatten, lyssna på vad EU postrar.



EU 青年対話（ungdomsdialog）

スウェーデンの若者が発言できるように、LSUは地方や国レベルで若者との対話を行い、若者の意見をEUに提示する責任を負っている。各対話には特定のテーマがあり、3学期にわたって行われる



世界で8つのパートナー組織を持つ



LSUは、グローバルパートナーとともに、地域と世界の両方で、社会における若者の運動と若者の力を強化するために活動している。グローバル・アクション・ローカル・エンパワーメント(GALE)プロジェクトを通じて、LSUは世界中に8つのパートナー組織を持ち、LSUと同様に、それぞれの国の青少年組織の統括組織となっている

2. 各国調査

①スウェーデン 調査対象団体の例

- ▶ 各地域で活動する若者協議会を取りまとめる全国組織であり、政府からの助成金、および加盟する団体からの会費で運営をする。

団体概要

団体名	全国若者協議会 (SUR)
所在地	ストックホルム
規模	約 40 の団体 (内21の地域の若者協議会) ※19の団体内訳についてはHPで不明
予算	年間政府助成金は約2,000万円 (約140万スウェーデンクローネ) (2024年) (※MUCFのHPより) および加盟する団体からの会費
主な活動	<ul style="list-style-type: none">若者協議会自身と若者の生活をより良くすることを目的として活動<ul style="list-style-type: none">✓ イベントの企画✓ 議会への請願✓ 政治家と直接会う集会の開催✓ 書籍発行・送付✓ 全国の若者協議会向けのリーダーシップ研修✓ 自治体に若者政策のアドバイス✓ 地域の若者協議会立ち上げの支援 (研修会の実施、フォーマットの提供)
特徴	<ul style="list-style-type: none">無料での人材育成トレーニングやカンファレンス、交流会を実施<ul style="list-style-type: none">✓ 年に4~5回の会議を通じて、他地域・団体の若者と交流ができる財政的貢献<ul style="list-style-type: none">✓ 旅費等、協議会の活動のための財政的寄付を申請することも可能会員の条件<ul style="list-style-type: none">✓ 社会をより良くするために地域で活動する13歳から25歳までの4人以上のグループであることが必要
地域の若者協議会	 <p>各地域の若者評議会は、独自の理事会を持つ独立した組織として活動している</p>
管理文書	 <p>年間の活動計画や、組織で活動するプログラムの方針、組織戦略等、文書を発行・公開している</p>

※為替レートは2024年7月17日時点

地域の若者協議会

各地域の若者評議会は、独自の理事会を持つ独立した組織として活動している

出所：全国若者協議会 (sverigesungdomsråd) ホームページ

管理文書

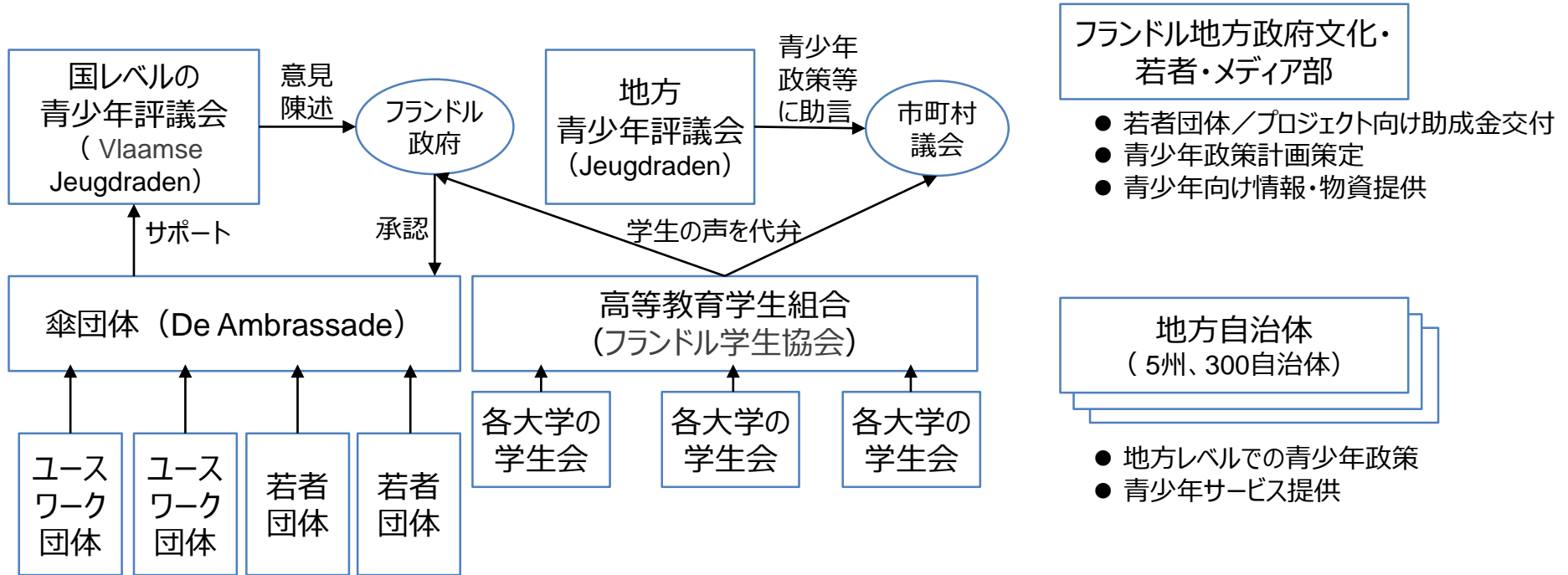
年間の活動計画や、組織で活動するプログラムの方針、組織戦略等、文書を発行・公開している

2. 各国調査

②ベルギー・フランドル地方 若者団体と関係主体の概要

➤ フランドル地方では、フランドル地方政府文化・若者・メディア部が若者政策の所管組織である。関連法令を根拠に、政府や地方議会に対し、傘団体や学生組合等を通じて意見反映がされる仕組みとなっている。

- 《主な制度的枠組み》
- 2012年7月6日の地方青少年活動政策の支援と促進に関する法令
 - 若者および子どもの権利政策と若者活動の支援に関する法令（Youth Decree）



凡例： 関係主体、● 施策、○ 参画の場

2. 各国調査

②ベルギー・フランドル地方 概要

- 数多くのボランティアによって支えられたユースワーク実践が根付いており、地域の多様性という特徴を反映したローカルレベルのユースワークが充実している。

若者政策概要

フランドル地方の若者政策の特徴は、**ボランティアに支えられたユースワークが大規模で盛ん**といった点がある。また、ベルギー連邦政府は若者政策については司法上の若者保護等一部のみに対応するに留まり、全体での若者政策は存在しない。そのため概ねの若者政策は地域性を反映させながら各地方政府が制定しており、**地方地域単位での活動が活発**である

所管 フランドル地方政府文化・若者・メディア部

予算 6,566万ユーロ／年（約111億円）
2023年のフランドル地方の総予算の0.1%

- 特徴
- 国ではなく地方単位（人口約660万人）
 - ユースワークが大規模で盛ん
 - ✓ 地方内の若者230万人のうち半数弱の100万人にリーチ
 - ✓ 公認ユースワーク団体は109件、地域の団体が6,000件と人口規模に対して多数
 - ✓ ユースワーカーのボランティアが10万人以上で、うち有資格者は7,000人

主な政策 フランドル青少年と児童の権利政策計画2020-2024（JKP2020-2024）

※為替レートは2024年7月17日時点

ユースワークに関する考え方

余暇のみを対象とし、福祉といった文脈から離れた取組と位置付けられている。またボランティアの関与が大きいことから専門職化による社会課題の解決のためのユースワークではなく、**遊びや過程自体を重視する理想主義的なユースワーク**という特徴がある

フランドル地方におけるユースワークの定義は下記の通り

1. 社会・文化的な実践である
2. 対象は0～30歳の子ども・若者であること
3. **余暇のみを対象**としていること
4. 自発的な参加が基本であること
5. **教育的なガイダンス**に基づいて行われること

若者政策の背景

- 19世紀のベルギー社会の特徴であるカトリック、自由主義、社会主義によって、**慈善事業や博愛事業の形でボランティア活動が活発化**し、現在も深く根付いている
- 地理（ヨーロッパ北部・南部の間に位置）、言語（オランダ語が中心だが、英語、フランス語も話される）、宗教（カトリックとプロテスタント両方が混在）等の多様さが、子ども政策と若者政策を一体化させ、**0～30歳までを対象とするといった多様な若者を対象とした政策に反映**されている
- スカウトムーブメント等の影響があり、従来より若者の**自治的な余暇活動が積極的に実施**されてきた

2. 各国調査

②ベルギー・フランドル地方 主な施策・プログラム

- 若者団体を青少年政策の実施における重要な役割を果たす役割と位置づけ、助成金を提供。各団体を通じて、すべての若者・子どものための様々な機会提供に取り組んでいる。助成金提供に関する各団体の基準は継続調査中。

施策・プログラム概要

名称	フランドル青少年と児童の権利政策計画2020-2024 (JKP2020-2024)		
目的	<p>若者と子どもたちがその潜在能力を最大限に発揮できるような環境を創造することを目的としている。具体的には下記目標の達成に取り組んでいる</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 包括性とアクセス向上 すべての若者と子どもが、同じ機会を得られる 2. 参加とエンパワーメント 若者と子どもが意思決定プロセスや広範な社会活動への参加を促すための機会を提供 3. 教育と個人的発展の促進 すべての若者と子どもが教育を通じて自己実現を果たせるよう、生涯学習の機会 4. 社会的包摂と病棟の推進 経済的、社会的障壁を取り除き、すべての若者と子どもが社会に完全に参画可能にする 	助成額	<ul style="list-style-type: none"> 対象団体／プロジェクトと予算規模 国家レベルで活動するユース（ワーク） 団体に対して約61億円（35,782,000ユーロ） サブリージョナルレベルで活動するユースワーク団体、市町村間の協力、フランダース共同体委員会（ブリュッセル）に対して約15億円（9,018,488ユーロ） ユースワークを支援する団体とフランダースユース協議会に対して約7億円（4,376,211ユーロ） 革新的または実験的プロジェクトに対して約4.6億円（2,714,000ユーロ） ※2022～2025年の期間に約4,800億円（28,135,490,00 ユーロ）を助成予定 助成を受けるための要件 ※国家レベル団体のケース フランドル地域全域＝国家レベルでの活動が認められるかどうか 公認会計士による監査報告書の提出 財務・活動報告書の提出
対象	政治的な運動を除き、すべての認定団体が助成を受けている。また特定のプロジェクトや活動の種類に応じた助成金も提供されている		
支援内容	若者および子どもの権利政策と若者活動の支援に関する法令を法的根拠に、若者団体に助成金を拠出。各種プログラムを推進	実績	国家レベルの団体：66団体（2021実績）

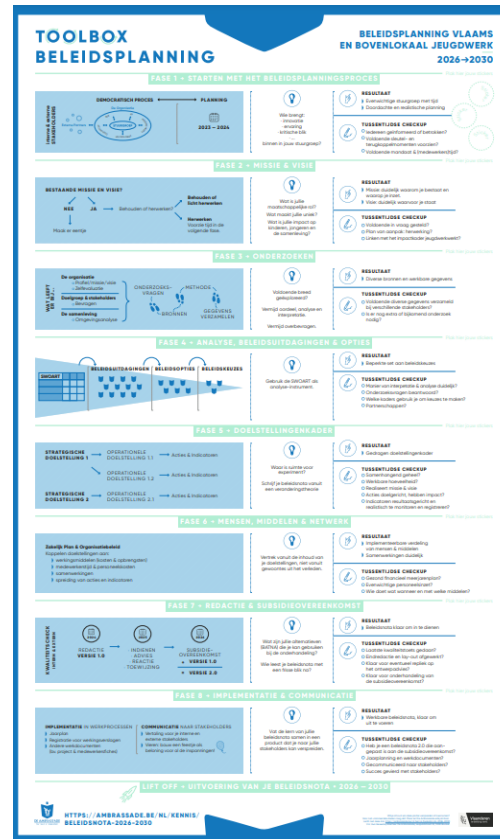
2. 各国調査

②ベルギー・フランドル地方 調査対象団体の例

- フランドル地方の全地域を包括する傘団体のDE AMBRASSADEでは、関係機関と連携し、ユースワークの支援や政策調査、提言等の活動も中心的になっている。

団体概要

団体名	DE AMBRASSADE
所在地	ブリュッセル
規模	(机上調査段階不明)
主な活動	<p>フランドル地方の傘団体として、ユースワーク団体及び若者協議会を束ねている。具体的には下記のような役割を果たしている。</p> <ul style="list-style-type: none">ユースワーク、ユース情報、ユース政策に関するあらゆる専門知識の集約・提供フランドルおよびブリュッセルにおけるすべてのユースワークの支援およびネットワーキングユースワーク、子どもや若者に影響を与える他の政策分野、および政策立案者を繋ぐ役割
特徴	<ul style="list-style-type: none">若者だけでなく若者の周囲の関係者とのつながりを重視し、各関係機関と連携を図りながら事業を推進している。具体的な連携先としては、フランドルユース評議会、フランドル政府のユース大臣、内閣およびその職員などがある。2025年までの実施目標として下記3つのプロジェクトが進行中。<ul style="list-style-type: none">①共有スペースの拡充②子ども、若者の余暇への権利強化③メンタルヘルスサポート



政策覚書

国レベルの青少年評議会の支援も行うDE AMBRASSADEでは、ユースワーク団体が活用できる様々なツールを開発、取りまとめて発表している

出所：DE AMBRASSADE ホームページ

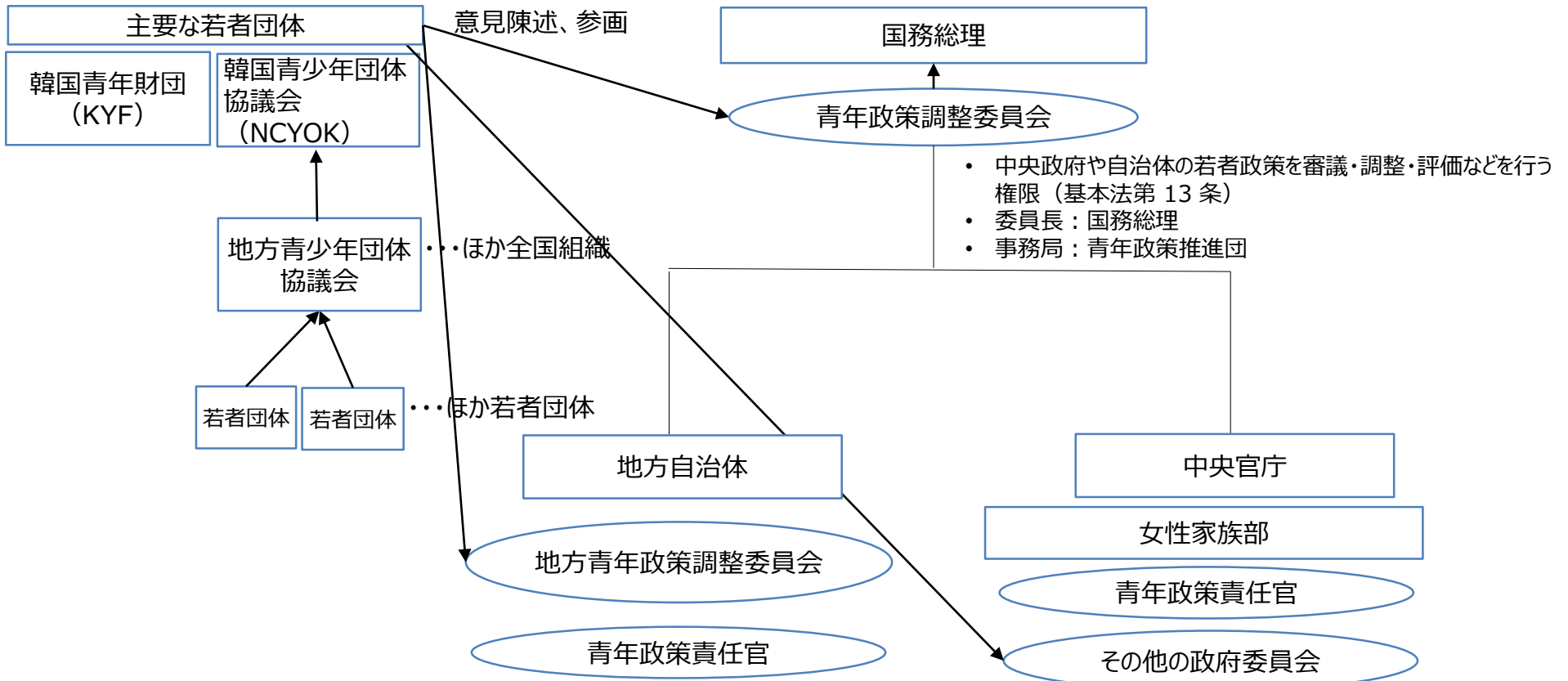
2. 各国調査

③ 韓国 若者団体と関係主体の概要

- 韓国では、青年基本法（2020）に基づき、若者参画の具体的制度として「青年政策調整委員会」を国務総理の下に設置し、若者の代表である民間委員が一定の比率で参加する仕組みを定めている。

《主な制度的枠組み》

- 青少年基本法（1991）中長期的な視点から青少年事業を策定。（青年基本法との関係性は調査中）
- 青年基本法（2020）若者政策への参画を定める。「若者」は19歳以上34歳以下



凡例：□ 関係主体、● 施策、○ 参画の場

- 中央政府の委員会や市・道（広域自治体）の委員会では10%以上に若者が参加する（青年基本法施行令（第20条））

2. 各国調査

③ 韓国 概要

- 韓国の若者政策は、若者団体を中心にボトムアップで策定された。青年基本法（2020）では、「青年政策調整委員会」の設置と若者の代表である民間委員が一定の比率で参加することを定める等、若者が政策に参加する仕組みを整備している。

若者政策概要

若者団体が青年基本法の制定を訴えたことを契機に、「国会青年未来特別委員会」が発足し、若者団体の意見を聞きながら政策が策定されるなど、**韓国の若者政策は若者団体を中心にボトムアップ**で策定された

所管 女性家族部

予算 24年度予算約1,900億円（1兆7,234億ウォン）のうち、青少年政策は約270億円（2,392億ウォン）（全体の13.9%）

- 特徴
- 若者支援策の総合的推進の仕組みを整備することを目的とし、青年基本法が2020年に策定された
 - **「青年政策調整委員会」**
 - ✓ 若者参画の具体的制度として**国務総理の下に位置づけ**、若者の代表である民間委員が一定の比率で参加する仕組みを定めている
 - **青年政策責任官**の指定（第16条）。
 - ✓ 各領域の若者政策に関する調整や支援、地方青年政策調整委員会の運営、各機関との連携や協力などを担当する

主な政策 青年基本法

ユースワークに関する考え方

1. **青年基本法第3条**において「若者」とは19歳以上から34歳以下までの者をいうことが定められた
 - ✓ 対象を絞って政策の一貫性や予想可能性を確保しようとする狙いや、若者政策決定過程（青年政策調整委員会など）に参加する構成員の年齢を明確にする狙いがある
2. 青少年基本法では、青少年は9歳以上24歳以下としており、青少年の保護や支援について定めている

若者政策の背景

- 韓国で若者団体が青年基本法の制定を訴えた背景には下記があると考えられる
 - ✓ 2010年代、若者の雇用環境がより悪化しつつあり、若者の教育歴やスキルと就職状況のギャップがあったこと
 - ✓ 若者の政治的な関心が高くなっていたこと
 - ✓ 2017年、20・30代からの多くの支持を受けた文在寅新政権が誕生したこと
- 上記以外にも、若者団体が政策に関わった背景には、韓国の市民団体は、政策を提案し、世論を動かして制度化につながった事例が多く、団体が政策決定過程に参加する社会基盤があったことが考えられる

2. 各国調査

③韓国 主な施策・プログラム

- ▶ 青少年基本法第53条では、青少年育成基金を定めており、青少年団体を含めた、青少年の活動や指導者育成等に支援をしている。

施策・プログラム概要

名称	青少年育成基金	助成の条件	<ul style="list-style-type: none">優秀青少年活動プログラム支援事業の申請資格は下記の通り<ul style="list-style-type: none">✓ 青少年修練施設（修練館、修練院、文化の家、特化施設）✓ 支援分野に適した活動プログラム（5回目以上、会期別最低15人以上）の運営及び他青少年機関（1ヶ所以上）に普及することができる機関
政府予算	約1億8,000万円（160,899万ウォン）2023年		
管轄	女性家族部		
概要	<ul style="list-style-type: none">青少年育成基金の使用は、次のような事業に使用する。<ul style="list-style-type: none">✓ 青少年活動支援✓ 青少年施設の設立・運営・支援✓ 青少年指導者育成支援✓ 青少年団体の運営・活動支援✓ 青少年福祉推進支援✓ 青少年保護支援✓ 青少年育成政策の実施過程に関する科学研究支援「優秀青少年活動プログラム支援事業」、「青少年ボランティア活動支援」がある。（青少年団体の運営・活動支援の中身は調査中）	助成額	<ul style="list-style-type: none">青少年参加及び活動支援→4,500万円（40,201万ウォン）青少年社会安全網の強化→約1億3,000万円（113,591万ウォン）児童・青少年の性保護活動→約700万円（6,034万ウォン）（青少年団体の運営・活動支援の助成額は調査中）
		実績	（調査中）

※為替レートは2024年7月17日時点

2. 各国調査

③ 韓国 調査対象団体の例

- ▶ 1965年に設立された韓国の青少年団体協議会で、韓国の青年基本法の策定に関わった主要な若者団体のうちのひとつである。64の若者団体が加盟しており、グローバルユースサミットの実施やユースセンターの運営等、多様な活動を行う。

団体概要

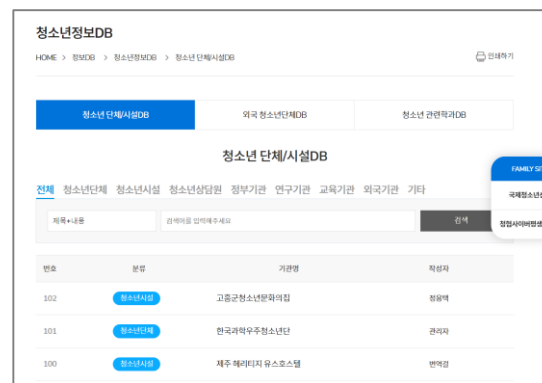
団体名	韓国青少年団体協議会 (The National Council of Youth Organization in Korea, NCYOK)
所在地	ソウル
規模	64の若者団体が加盟 (総会員数300万人以上)

特徴

- 1965年に民間の青少年団体の任意協議機関として設立され、青少年基本法第40条に基づき2005年に特殊法人となった。韓国の青少年団体の協議機関の役割と機能を果たすための活動を推進している
- 「青少年育成法」や「青少年憲章」などの若者政策の策定にも関与・貢献している

主な活動

- 政府、NGO、教育機関、国際機関間の協力基盤を構築するために、青年と青年リーダーのための組織的・統合的な活動を実施してきた
- 研究・学術活動
 - ✓ 青少年組織・活動の指導者養成活動
 - ✓ 若者政策研究
 - 情報支援活動
 - ✓ 情報支援各種広報誌の発行
 - ✓ eラーニングの提供
 - 情報交流活動
 - ✓ 国際青年組織 (WAY、AYC、ASEFなど) や他国の青年組織との協力
 - ✓ 韓国で国際青少年イベントの開催 (グローバルユースサミット)
 - 外部連携活動
 - ✓ 全国青年リーダーシップ会議の開催
 - 国際青少年センターの運営



若者データベース (DB)

青少年の諸分野(政策、開発、活動、カウンセリング、保護、福祉等)で活動する青少年団体、団体、施設、関係団体、教授、学会会員、関係者、専門家等の職員等の概要が登録されているデータベース。会員登録をすることで若者団体等の従事者、会員、専門家など関連する人物の分野歴、経験などについての検索をすることも可能

2. 各国調査

③ 韓国 調査対象団体の例

➤ 韓国の青年基本法の策定に関わった主要な若者団体のうちのひとつであり、若者に対する公益プログラムを実施している。

団体概要

団体名 韓国青年財団 (Korea Youth Foundation, KYF)

所在地 ソウル

規模 (調査中)

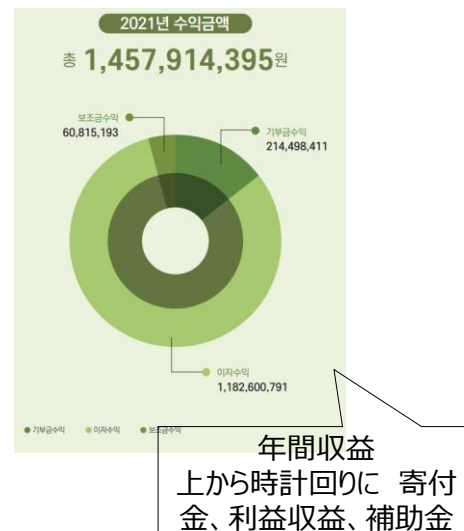
主な活動

- 2015年に設立された非営利の公益法人で、青少年の生活の質の向上と青少年の育成のために、一般からの寄付金でさまざまな公共福祉事業を行っている
- 若者雇用、能力開発、社会参加など、あらゆる分野で若者の生活の質向上のための多様な公益事業を推進している
 - ✓ 孤立若者支援事業
 - ✓ 境界線認知の青年に対する支援事業
 - ✓ 中央青年支援センターの運営
 - ✓ 若者政策の研究
 - ✓ 就労経験事業
 - ✓ 若者のメンタリング事業

特徴

- 寄付金を活用した運営
 - ✓ 寄付金は約2,500万円 (215百万ウォン)、寄付人数5,547人 (2021年)
- 2021年は19の事業 (プログラム) に5,105人が参加

※為替レートは2024年7月17日時点



青年財団の4大事業

当財団の軸となる事業としては、下記の4つがあげられている。

- ①若者政策研究：若者全般(仕事と生活)のための政策研究
- ②若者支援モデリング：支援を受けた若年層向けパイロット事業の運営
- ③若者支援の基盤づくり：若者の社会参加とコミュニケーション・交流プラットフォームの活性化
- ④リソース連携の強化：若者のスポンサーシップと共同公共サービスプロジェクトの拡大

出所：2021年度報告書 (청년재단2021연차보고서)

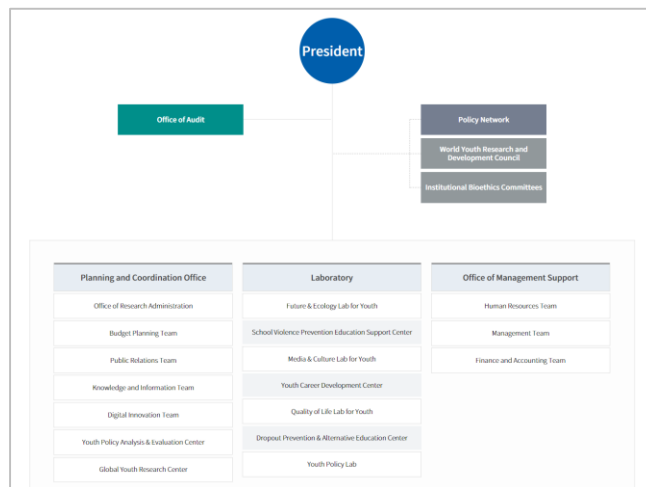
2. 各国調査

③ 韓国 調査対象団体の例

- 国務総理の下に設置された国の研究機関で、若者に関する政策に関して広く研究・評価等を行う。関係省庁・研究機関とも連携し、若者・若者政策のあるべき方向性について示す指導的役割を果たしている。

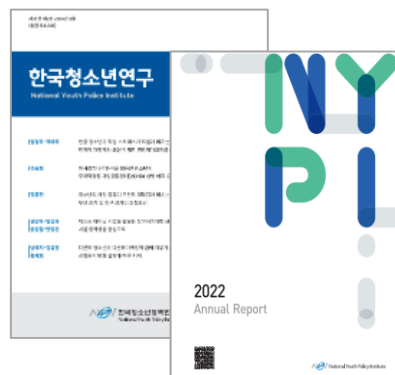
団体概要

団体名	韓国青少年政策研究院
所在地	ソウル
目的	<ul style="list-style-type: none"> 青少年に関する基礎的・政策的研究を通じて、未来社会の新たな成長エンジンの創造に貢献すること
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> 基礎研究 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 青少年の生活、価値観、態度に関する包括的な調査研究 ✓ 青少年の研究と政策のための基本的な統計データの提供 政策研究・開発 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 政策志向の研究 政策評価・助言 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 活動評価モデルの開発 ✓ 青少年支援基金の達成度評価 交流・協力事業 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 青少年総合情報ネットワーク (http://www.nypi.re.kr) ✓ 青少年に関する国際シンポジウムの開催 政策・研究資料の提供 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 青少年育成活動のプログラム開発・提供



組織体制

企画調整課の下には、デジタルイノベーションチーム、青少年政策分析・評価センター、グローバル青少年研究センター、児童・青年・青少年統計センターなどが属する。



研究誌「韓国青年研究」、 会報誌「青年新聞」の発行

年に4回の研究誌の発行、年報やニュースレターでの情報発信

2. 各国調査

調査対象団体の検討方針

- 今後、調査を進める対象団体は、欧州の2か国・地域では所管、傘団体に加え、調査を通じて紹介される若者団体を対象とする。韓国については、主要な若者団体へのヒアリング調査を先行し、関連調査先の検討を進める方針である。

ステップ	対象国・地域 文献調査 (進行中)	組織・団体の 文献調査	ヒアリング (若者団体・連携先)			
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 若者団体の活動促進環境の概要把握 	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング対象候補の検討・概要把握 	対象団体	所管官庁等	全国的な団体	若者団体
調査数	汎欧州の全体枠組み 3か国・地域	全3か国・地域 各国2~3団体程度	調査数	各国・地域ごとに1組織	各国・地域ごとに1団体	各国・地域ごとに1団体 (テーマに応じて追加も検討)
アウトプット	<ul style="list-style-type: none"> 国別の若者団体と活動支援制度概要 	<S/F> <ul style="list-style-type: none"> ヒアリング候補 若者団体の活動促進環境イメージ ※ヒアリングたたき台 <K> 左記ステップで選定した団体関連のヒアリングを先行	ポイント	下記項目を中心に調査 <ul style="list-style-type: none"> 政策の背景や現状・成果 社会／関連団体への影響 若者団体の活動促進環境への意見 等 	下記項目を中心に調査 <ul style="list-style-type: none"> 活動状況 活動の成果と課題 <S/F> <ul style="list-style-type: none"> 調査すべき若者団体 等 	<S/F> 傘団体等から紹介を得て、団体のテーマや目的を踏まえ選定 <K> つながりを得た団体を優先的にヒアリング 調査項目は、活動内容や状況、発展プロセス等

海外事例調査

調査項目

- 若者団体の実態把握するための調査項目は国内調査と同様である。加えて若者団体の活動を促進している若者政策と主要施策について調査する。文献調査（机上調査）で把握できない項目については、アンケート形式で団体や連携・支援している国・地方公共団体に回答を依頼した後にヒアリングする予定である。

調査項目（案）

分類	調査項目	文・ア	団ヒア	連ヒア	
若者 団体	設立経緯		●		
	団体概要	設立年、継続年数、代表者、構成員数、構成員数推移、構成員年齢構成、メンバー参加条件・方法	●		
		活動状況		●	
	活動内容	活動目的、重要課題、主な活動、対象年齢	●		
		活動する上での課題		●	
	活動方法	主な活動拠点、運営・コミュニケーション方法、活動頻度	●		
	組織体制	職員の有無（内、有償）、理事数、理事の年齢構成、ボランティア数	●		
	財政	予算規模、主な資金源、使途構成			
	影響力	所属する傘組織、政策・政治チャネルと交流頻度、国・自治体連携事例、役割分担、政策提言内容	●	●	●
社会的影響力を発揮した事例と効果、活動促進・影響力を発揮するために必要なこと			●	●	
活動 促進 環境	若者政策	●			
	主要施策	●		●	

海外調査 出所リスト

資料・サイト名	執筆者・団体（敬称略）	リンク	出版・アクセス日
汎ヨーロッパにおけるユースワークの定義の形成過程と課題	両角達平	https://www.jstage.jst.go.jp/article/jasep/17/0/17_KJ00008993484/_pdf/-char/ja	2020年11月5日
欧州における若者の社会参画施策の実際と日本の課題	両角達平	—	2022年11月
「青少年教育の国際比較研究」令和3・4年度調査研究報告	国立青少年教育振興機構	https://researchmap.jp/tatsuhei-morozumi/misc/46165656/attachment_file.pdf	2024年3月
EU Youth Partnership ホームページ	EU Youth Partnership	https://pjp-eu.coe.int/en/web/youth-partnership/news	2024年7月12日アクセス
COUNTRY SHEET ON YOUTH POLICY IN FLANDERS (BELGIUM)	EU Youth Partnership	https://pjp-eu.coe.int/documents/42128013/63134234/Country-Sheet_Youth-Policy_Flanders-2020.pdf/76f2e6f8-e3e9-946a-98de-0ea3dbc5611b?t=1588759791000	2020年4月
Youth Wiki Belgium-Flemish-Community	Youth Wiki	https://national-policies.eacea.ec.europa.eu/youthwiki/chapters/belgium-flemish-community/56-supporting-youth-organisations	2024年7月12日アクセス
若者からはじまる民主主義: スウェーデンの若者政策	両角達平	—	2021年
「スウェーデンの実例から見る日本の若者政策・若者参画政策の現状と課題」『政策・経営研究』季刊3号, 89 - 107 頁	小林庸平	—	2020年
Youth Policy org	youthpolicy.org	https://www.youthpolicy.org/factsheets/country/sweden	2024年7月11日アクセス
Youth Wiki Sweden	Youth Wiki	https://www.youthpolicy.org/factsheets/country/sweden	2024年7月11日アクセス

海外調査 出所リスト

資料・サイト名	執筆者・団体（敬称略）	リンク	出版・アクセス日
韓国青少年団体協議会 ホームページ	韓国青少年団体協議会	https://www.ncyok.or.kr	2024年7月18日アクセス
韓国青年年財団（Korea Youth Foundation, KYF）ホームページ	韓国青年年財団（Korea Youth Foundation, KYF）	https://kyf.or.kr/	2024年7月18日アクセス
男女共同参画・家族省 ホームページ	男女共同参画・家族省	https://www.mogef.go.kr	2024年7月18日アクセス
青年ポータル	韓国政府	https://2030.go.kr/main	2024年7月18日アクセス
「韓国の青少年・青年支援に見る成人期への移行を支える仕組み」『世界の児童と母性VOL.91』	松岡江里奈	—	2022年
韓国における青年基本法『龍法'22』54-4	西村憲次	—	2022年
「日本と韓国における若者政策の変容なぜ両国の政策は分岐したのか」『大原社会問題研究所雑誌 No766』	朴在浩	—	2022年